

かがやく果樹産地づくり強化事業費補助金

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

J A、農業法人、担い手協議会等が行う先行投資型果樹団地の整備に対する支援を行います。

3 利用対象者

農業協同組合、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体等

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 国事業（産地生産基盤パワーアップ事業又は果樹経営支援対策事業）の計画が承認されていること
- 果樹再生戦略計画が承認されていること
- 新たな担い手が参入すること

- (2) 対象経費：①先行投資型果樹団地の整備に要する経費
②整備後の未収益期間における苗木養成に要する経費

- (3) 補助率：①7/10以上〔国5/10、県2/10、市町村（任意）〕
②定額〔国220千円/10a、県220千円/10a〕

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：随時、相談を受け付けます。
(2) 申請書類（様式）の入手方法：市町村又は最寄りの総合支庁農業振興課
(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部 園芸農業推進課
(2) 担当（係）名：園芸団地推進担当
(3) 電話番号：023-630-2466

園芸産地生産基盤パワーアップ支援事業費補助金（収益性向上対策）

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

競争力の高い「園芸大国やまがた」の実現に向け、園芸産地を支える担い手の規模拡大等により、収益性向上・生産基盤強化に計画的に取り組む産地づくりを支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合等

4 支援内容

(1) 補助要件

収益性向上に係る以下のいずれかの成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること

- ・生産コストの10%以上の削減
- ・販売額又は所得額の10%以上の増加
- ・契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上の契約割合
- ・農産物輸出の取組について、①輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加、又は②総出荷額に占める輸出向け出荷割合5%以上又は年間出荷量10トン以上
- ・労働生産性の10%以上の向上
- ・農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上の利用割合
- ・施設エネルギー転換枠の場合、①省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大又は②燃油使用量の15%以上の削減

(2) 対象経費

- ・農業機械等の導入及びリース導入に要する経費（本体価格が500千円以上）
- ・高収益作物・栽培体系への転換の際に必要な資材の購入に要する経費
- ・簡易な補助暗きよ、明きよ等の作業労賃

(3) 補助率：1/2以内

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：随時、相談を受け付けます
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：市町村又は最寄りの総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：施設の所在地を管轄する市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部 園芸農業推進課
- (2) 担当（係）名：園芸団地推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2249

園芸産地生産基盤パワーアップ支援事業費補助金（生産基盤強化対策）

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

競争力の高い「園芸大国やまがた」の実現に向け、園芸産地を支える担い手の規模拡大により、収益性向上・生産基盤強化に計画的に取り組む産地づくりを支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合等

4 支援内容

(1) 補助要件

ア 産地において、生産基盤の強化に係る成果目標として、「総販売額又は総作付面積の維持又は増加」を設定しており、当該目標の実現が見込まれること。

イ 各取組主体において、生産基盤の強化に係る成果目標として、以下から1つ以上設定しており、当該目標の実現が見込まれること。

①輸出向けの生産開始又は輸出額の増加

②農産局長が定める輸出拡大に係る重点品目の生産開始又は当該品目の販売額増加

③生産コストの低減 ④労働生産性の向上 ⑤契約販売率の増加

ウ 目標年度後も営農を継続することが確実と見込まれる地域の担い手に継承したものの、又は確実に承継することが見込まれるものであること。

(2) 対象経費

ア 農業用ハウスの再整備・改修 イ 果樹園・茶園等の再整備・改修

ウ 農業機械の再整備・改良 エ 生産装置の継承・強化に向けた取組み

オ 生産技術の継承・普及に向けた取組み

(3) 補助率：1/2以内(ア、イの改植以外、ウ及びオの研修受講費)

定額（イの改植、エ及びオの研修受講費以外）

(4) 補助上限額：5,000千円（オの農業機械の安全取扱技術の向上支援のみ）

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：随時、相談を受け付けます

(2) 申請書類（様式）の入手方法：市町村又は最寄りの総合支庁農業振興課

(3) 申込み先：施設の所在地を管轄する市町村

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部 園芸農業推進課

(2) 担当（係）名：園芸団地推進担当

(3) 電話番号：023-630-2249

魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

魅力ある稼げる園芸農業の追求に向け、収益力向上に計画的に取り組む産地づくりを支援します。

3 利用対象者

営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業を営む法人、農業協同組合等
※さくらんぼの省力化設備導入に限り、農業を営む個人（販売農家）も対象

4 支援内容

(1) 補助要件

収益性向上に係る以下のいずれかの成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること

- 生産コスト10%以上削減
- 販売額又は所得額10%以上増加
- 契約栽培割合の10%以上増加かつ50%以上の契約割合
- 販売額又は所得額が現状以上かつ新規雇用創出（労働環境整備事業のみ）
- 販売額又は所得額の増加（がんばる果樹生産者応援事業及び農作物盗難防止対策事業）
- 所得額の増加（省エネルギー設備等整備事業のみ）

(2) 補助対象

- 収益性向上対策事業
 - ア 新産地育成事業（資材・機械の導入）
 - イ 農業栽培施設整備（ハウス整備（新規栽培者研修用ハウス含む）、促成施設整備）
 - ウ 小規模な土地基盤整備（国庫事業に該当しない規模の土地基盤整備）
 - エ 気象災害対策設備整備（井戸掘削、多目的防災網等の整備、果樹の雪害対策用の帆柱等）
- 労働環境整備事業（トイレの設置、作業場へのエアコンの設置等）
- 省力化推進事業（さくらんぼの省力仕立て施設整備）
- 栽培技術等導入支援事業（ソフト事業）
（栽培法・機械の実証、販売促進活動、新規栽培者研修、労働力確保 等）
- 省エネルギー設備等整備事業（ヒートポンプ、多段サーモスタット、外張被覆資材等の省エネルギー設備の導入）
- がんばる果樹生産者応援事業（耐用年数が経過した園芸用ハウス（果樹）の再整備・改修）
- 農作物盗難防止対策事業（農協等が貸し出す防犯対策機器の導入）

(3) 補助率

- 収益性向上対策事業（団地支援型）
5分の2又は市町村が交付する金額の3分の2のいずれか低い額

- 収益性向上対策事業（生産性・所得向上型）
3分の1又は市町村が交付する金額の3分の2のいずれか低い額
- 省エネルギー設備等整備事業
3分の1
- がんばる果樹生産者応援事業
9分の2
- 農作物盗難防止対策事業
6分の1又は市町村が交付する金額の3分の2のいずれか低い額

（4）補助上限額

- ア 収益性向上対策事業：1,500万円（団地支援型は4,000万円）
- イ 労働環境設備整備事業：150万円
- ウ 省力化推進事業：500万円
- エ 栽培技術等導入支援事業：50万円
- オ 農作物盗難防止対策事業：50万円
- カ 省エネルギー設備等整備事業：なし
- キ がんばる果樹生産者応援事業：1,500万円

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：令和4年3月上旬～4月中旬（予定）
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：市町村又は最寄りの総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：施設の所在地を管轄する市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部 園芸大国推進課
- (2) 担当（係）名：園芸団地推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2466

園芸団地整備支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

魅力ある稼げる園芸農業の追求に向け、大口取引にも対応できる生産性と収益性の高い園芸団地や新たな担い手の受入れと育成が可能なリース方式団地等の整備を支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合等

なお、対象者は「産地パワーアップ計画」及び「園芸団地化計画※」に位置付ける必要があります。

※園芸団地化計画の主な要件

一団地型：目標年度に販売額5千万円以上増加、新たな担い手が参入すること。

ネットワーク型：目標年度に販売額5千万円以上増加、新たな担い手が参入すること。

4 支援内容

(1) 補助要件：収益性向上に係る以下のいずれかの成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること、かつ、目標達成に向けて「園芸団地化計画」に基づき取り組むこと

- ・生産コストの10%以上の削減
- ・販売額又は所得額の10%以上の増加
- ・契約栽培の割合の10%以上増加かつ50%以上の契約割合 など

(2) 対象経費：園芸団地の形成に必要な農業栽培施設、生産資材、農業機械等

(3) 補助率：7/10以内（国庫1/2、県1/10、市町村1/10）

(4) その他（協調補助等について）

○市町村の1/10嵩上げ補助を前提に県も1/10嵩上げする。

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：随時、相談を受け付けます

(2) 申請書類（様式）の入手方法：市町村又は最寄りの総合支庁農業振興課

(3) 申込み先：施設の所在地を管轄する市町村

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部 園芸農業推進課

(2) 担当（係）名：園芸団地推進担当

(3) 電話番号：023-630-2249

さくらんぼ大苗導入推進事業費補助金

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

「佐藤錦」偏重による労働力の集中と品質低下の解消に向けた「やまがた紅王」「紅秀峰」の大苗導入に対する支援を行います。

3 利用対象者

その他の企業・団体・個人

4 支援内容

- (1) 実施主体：種苗業者等
- (2) 対象経費：「やまがた紅王」「紅秀峰」の大苗導入に対する支援
- (3) 補助率：定額 2年生苗：1,000円/本、3年生苗：1,500円/本

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：4月上旬～未定
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：農林水産部 園芸農業推進課
- (3) 申込み先：JA、出荷団体等

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部 園芸農業推進課
- (2) 担当（係）名：園芸団地推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2466

情報通信設備導入支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○その他（農村振興、地域活性化）

2 事業概要

人口減少、高齢化が進行する農村地域において、農業水利施設、農業集落排水施設等の農業農村インフラの管理の省力化・高度化を図るとともに、地域活性化やスマート農業の実装を促進するため、情報通信環境の整備を支援します。

3 利用対象者

市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者の組織する団体、地域協議会等

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 農山漁村振興推進計画を策定していること
- 交付対象事業1地区当たりの事業費の合計が8,000千円以上であること
- 農業用排水施設の管理のための情報通信施設整備にあつては、管理対象となる農業用排水施設の受益面積の合計がおおむね20ha以上（中山間地域等5ha以上）であること

(2) 対象経費：

- ・農村地域における農業農村インフラの管理の省力化及び高度化に必要な光ファイバや無線基地局など情報通信施設の整備費
- ・情報通信施設を地域活性化やスマート農業に有効利用するための付帯設備の整備費

(3) 補助率：交付対象事業費の1/2

(4) その他：事業実施期間は、原則3年以内

5 募集期間

- (1) 募集期間：下記担当に確認してください。
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：下記担当に確認してください。
- (3) 申込み先：下記担当に確認してください。

6 問合せ先

【県 庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当（係）名：計画担当
- (3) 電話番号：023-630-2279

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当(係)名：下記のとおり

(3) 電話番号

村山総合支庁農村計画課 023-621-8388 (計画担当)

最上総合支庁農村計画課 0233-29-1341 (計画担当)

置賜総合支庁農村計画課 0238-26-6057 (計画担当)

庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5553 (計画担当)

農地フル活用支援整備事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

水田を有効に活用するため畑作物に適した地下かんがい施設等を整備し、園芸作物の団地化に積極的に取り組む地区等を支援します。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合
土地改良区・県土連、地方公共団体

4 支援内容

- (1) 補助要件：
- ・国庫補助事業等の採択要件を満たすこと
 - ・地区の受益面積が1ha以上であること
 - ・事業区域が団地化されていること

土地利用作物：1.0ha以上(指定地域*は60a以上)、
園芸作物：0.3ha以上(指定地域*は20a以上)

※過疎、山村振興、特定農山村、特別豪雪、離島、半島、急傾斜、指定棚田

- ・転作作物の作付けを8年間のうち5年以上行うこと

(2) 対象経費： 地下かんがい施設等の整備に要する経費

(3) 補助率： 園芸団地化に取り組む場合：72.80%以内

(指定地域*は77.85%以内)

その他の場合：64%以内(指定地域*は69%以内)

※過疎、山村振興、特定農山村、特別豪雪、離島、半島、急傾斜、指定棚田

5 募集期間

(1) 募集期間(予定)：随時受付

(2) 申請書類(様式)の入手方法：最寄りの市町村農林主務課から入手

(3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村整備課

(2) 担当(係)名：畑地化整備担当

(3) 電話番号：023-630-2502

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当(係)名：計画調整担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農村計画課 023-621-8388

最上総合支庁農村計画課 0233-29-1340

置賜総合支庁農村計画課 0238-26-6057

庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5553

農業基盤整備促進事業費補助金（農業基盤整備促進事業）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

2 事業概要

農業の経営規模の拡大や農作物の高付加価値化・品質向上等に取り組む際に支障となる農地の区画狭小・排水不良や農業用水の不足等の課題解決に向けて、地域の実情に応じたきめ細かな対応を図るための農業用排水路等の農業生産基盤の整備に対して支援します。

3 利用対象者

地方公共団体、土地改良区、農業協同組合、農業を営む法人 等

4 支援内容

(1) 補助要件：事業費2,000千円以上、農業者2者以上

(2) 対象経費

- ・農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農用地保全施設等の整備に要する工事費（ハード事業）
- ・営農支援のための対策（実証展示ほの設置、農産物の需給動向の把握、輪作体系の検討、販売先に係る調査、農業機械のリース等）に要する経費（ソフト事業）

(3) 補助率：64%以内（指定地域*は69%以内）

*過疎、山村振興、特定農山村、特別豪雪、離島、半島、急傾斜、指定棚田

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

(5) その他（補助を受けられる期間等について）

- ・ハード事業のみ実施する場合：最大3年
- ・ソフト事業、ハード事業の両方実施する場合：最大5年

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁農村計画課から入手

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：計画調整担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農村計画課 023-621-8388
最上総合支庁農村計画課 0233-29-1340
置賜総合支庁農村計画課 0238-26-6057
庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5553